

令和元年第6回（12月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和元年12月10日（火曜日）午前9時30分開議

- 第 1 議案第69号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 2 議案第70号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
 - 第 3 議案第71号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
 - 第 4 発議第 1号 天皇陛下御即位に関する賀詞決議
 - 第 5 委員会の閉会中継続調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（10名）

1番	小黒博泰	2番	中川正弘
3番	中野勝正	4番	高橋速円
5番	諸橋和史	6番	加藤修三
7番	三輪正	8番	安達一雄
9番	高桑佳子	10番	仙海直樹

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	山田正志
教育長	佐藤亨
会計管理者	池田則男
総務課長	河野照郎
町民課長	金泉嘉昭
保健福祉課長	権田孝夫
こども未来室長	矢川浩之
産業観光課長	大矢正人
建設課長	小崎一博
教育課長	矢島則幸
産業観光課参事	内藤良治
総務課参事	金泉修一

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	佐藤理絵

◎開議の宣告

○議長（仙海直樹） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（仙海直樹） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力をお願いいたします。

◎議案第69号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第70号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について

議案第71号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第1、議案第69号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第2、議案第70号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について、日程第3、議案第71号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、以上議案3件を一括議題といたします。

ただいま議題としました議案3件は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

3番、中野議員。

○総務文教常任委員長（中野勝正） 総務文教常任委員長報告。総務文教常任委員長報告を申し上げます。

12月5日の本会議において本委員会に付託されました議案第69号、議案第70号、議案第71号について、審査を終了いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

去る12月6日午後1時30分より役場議員控室において委員全員が出席し、委員会を開きました。議案第69号から議案第71号までの審査については、説明員として副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、教育課長、総務課参事の出席を得て行いました。

その審査結果については、お手元に配付いたしました報告書のとおりですが、その経過についてご報告いたします。

議案第69号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例制定について、この改正前の条例では交通指導員、地すべり防止区域巡視員、中央公民館長、図書館長、地域おこし協力隊員を含んでいたが、改正後は削除し、議案第71号で審査する会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の対象となる。また、行政区長は業務委託等になるとの答弁がありました。慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第70号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定については、現在の非常勤職員が会計年度任用職員に移行されることにより処遇等が悪くならないかについては、この条例が制定されると新たに期末手当を支給することになり、概算で920万円増額になる見込みとの答弁がありました。慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第71号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてですが、条例の概要の中で5つの所要の改正の説明を受ける。出雲崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、出雲崎町職員の育児休業等に関する条例、出雲崎町職員の旅費に関する条例。慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（仙海直樹） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第69号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第69号に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第70号に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第71号に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

◎発議第1号 天皇陛下御即位に関する賀詞決議

○議長（仙海直樹） 次に、発議第1号、天皇陛下御即位に関する賀詞決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番、諸橋議員。

○5番（諸橋和史） ただいま上程されました発議第1号 天皇陛下御即位に関する賀詞決議について説明を申し上げます。

天皇陛下におかれましては、令和元年5月1日に即位なされました。ここに出雲崎町議会は、天皇陛下御即位を祝する賀詞を決議したいというものであります。

それでは、案文を朗読いたします。

天皇陛下御即位を祝する賀詞に関する決議

天皇陛下におかせられましては 風薫るよき日に御即位になされましたことはまことに慶賀にたえないところであります

天皇皇后両陛下が御清祥であられ 令和の時代が世界の平和と我が国の繁栄をもたらすものとなりますよう心からお祈り申し上げます

ここに出雲崎町議会は 謹んで慶祝の意を表します。

よろしくご審議の上ご賛同くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（仙海直樹） 日程第5、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（仙海直樹） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第6回出雲崎町議会定例会を閉会いたします。

（午前 9時38分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 仙 海 直 樹

署名議員 諸 橋 和 史

署名議員 加 藤 修 三